



ほっかい

水とふれあい通信

◇発行 者／岩見沢市6条西7丁目 北 海 土 地 改 良 区
TEL (0126) 22-2400 FAX (0126) 22-8012
URL アドレス <http://www.midorinet-hokkai.jp>
◇印 刷／弘文社印刷株式会社 岩見沢市5条東11丁目



『桜満開の北海幹線用水路』（令和7年5月8日三笠市岡山）

主 な 内 容

令和7年通常総代会開催	2～3
令和7年度事業計画の概要	4
令和7年度予算等の概要	5～8
各種表彰・人事通信ほか	9～13
用水路転落事故防止について	14

改良区の現況
地区面積 32,960ha
組合員数 1,615人
令和6年4月対比 △71人
令和7年4月1日現在

第112号

令和7年通常総代会開催

令和7年通常総代会が、3月26日岩見沢平安閣において総代94名(定数106名)の出席、書面議決書による議決権行使10名を得て開催され、議長に新吾勝美氏(美瑛市・第2選挙区)、議事録記名人に原田和彦氏(岩見沢市・第3選挙区)、有澤祐輔氏(岩見沢市・第4選挙区)を各々選出し、報告3件、議案42件について慎重審議の結果、原案通り承認決定されました。



開会の挨拶
北海道土地改良区理事長
長井 眞一

皆様おはようございます。令和7年通常総代会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

総代の皆様には日頃より土地改良区の業務運営に際しまして特段なるご支援とご協力を賜っておりまします。つきまして感謝とお礼を申し上げます。

12月から1月にかけて寒波が日本列島に入りました。岩見沢を中心に大雪となり心配するところではありましたが被害は少なく収まりましたが、北陸から西日本、関東、東北まで厳しい積雪を迎えて様々な被害を受けました。しかし2月から暖気と強い寒気の影響で思うよりも融雪が進まず、積雪が岩見沢でも約40cmとなり、早く渡り鳥が飛来し暖かな春の日差しを望むところです。昨年を振り返りますと4月初旬で積雪もゼロとなり桜の開花も平年よりも1週間以上早く開花する天候となりました。春耕を迎えると天気は順調で、春小麦の播種や各作物の定植が行われました。積雪量が平年よりも少ないことや融雪が早く、各河川、ダムのは水量は例年より降雨は適度にあ

ります。なかなか貯水量が増える天候ではありませんでした。7月まで節水、地区によっては交替かんがいを行いつつながらの管理となりました。7月末と8月に入りやまと降雨があり、節水も緩やかに出来るようになりました。全国的には梅雨前線の影響で7月25日ごろから山形県、秋田県、北海道で大雨となり、山形県で最上川、秋田県では吉川が越水し氾濫が発生し甚大な被害となりました。また北海道でも雨竜川が氾濫し被害を受けました。8月中旬になると台風が5、6、7、8、9号と連続で発生し、東北地方が大雨になり線状降水帯が各地域で発生して短時間雨量を更新するところが多くなりました。幸い当区においては前年よりも真夏日が少なく、適度の雨と日照と温度があり、各作物は順調に生育し水稲の作況指数も103とまずまずの結果となりました。米の買い取り価格の上昇を始め、多くの作物が良き実りの秋を迎える事が出来ました。また常日頃より各地区の役員や組合員の皆様のご理解とご協力で無事に通水を終えることが出来た事に改めて感謝するところです。

世界的にも2024年は世界各地で熱波が猛威を振るい、年間平均気温は過去最高が更新され、スペインでは記録的豪雨に見舞われ、アメリカでは5個のハリケーンが上陸しました。アジアでは台風11号やギンガナ海で異例の発達を遂げ、各地に甚大な被害をもたらした熱波や干ばつ、大規模な洪水、山火事などが多発しました。その影響を受けて農作物の不作が深刻化し、食料価格が高騰しました。またブーチン大統領のウクライナへの侵略戦争が3年続き世界的に肥料や輸入小麦価格等の高騰や、様々な経済活動や環境問題等に大きな影響を与える事を心配するところです。何とかトランプ大統領の停戦交渉により穏やかな世界に戻る事を強く願います。

このような異常な気候を考えると農業農村整備事業を進める事がより一層大切だと思います。そのためには予算を心配するところではありましたが各関係機関、関係者の要請が実り、農業農村整備事業関係予算は令和6年

度補正予算で、2037億円、今国会が開催されていますが令和7年度当初予算では4463億円が措置され、補正と当初予算を合わせた令和7年度執行ペースで、6500億円が確保されます。また北海道分として農業農村整備事業で1325億円が措置され、当区と致しましても国営・道営事業等を数多く実施予定している中、更なる事業推進を円滑に進めるためにもこれから当初予算の確保が重要だと考えています。

スーパーの棚から米がなくなり令和の米騒動と言われ、米の価格が前年の2倍程となり備蓄米が流通されます。また水活も水張りがなくなる事となりました。政治的にも昨年9月誕生した少数与党の石破政権が生まれました。色々な意味で今後の農業政策にどのように影響するのか、また食料・農業・農村基本法の改正の内容にも大きな転換期になるところです。しかし一番大切な事は農業者が継続出来るように、農業者にとって不都合にならないように注視していかなければならないと思っております。

異常気象や円安、物価高等の色々な問題がありますが、水利施設の省エネ、効率化や農機具等の自動走行が効率的に出来る農地整備事業の推進が大切な事と考えます。

当区の大きな問題は電気料金の高騰になります。令和7年度は約5億円を想定しなければならぬのです。これに対し更なる要請活動はもちろん、運営基盤の強化や事業推進を行って参ります。

本年は各ダム、貯水池や河川周辺の積雪は平年よりも90〜100%と多いところと少ないところがありますが、水路の確認を順調に進める事で通水期間の水管理は予定通りと考えております。毎年の特異な天候の変化に対応する事や、水活の見直しに伴い施設改修費用の増加や節電の推進等、組合員皆様のご理解とご協力をいただきながら対応していく事が大切だと考えております。

本日は報告事項3件、議案42件、慎重審議をお願い申し上げます。開会の挨拶と致します。

議決された案件は次のとおり

報告事項

- 第1号 令和6年度 財産(土地)の報告について
- 第2号 令和6年度 財産(権利)の報告について
- 第3号 監査報告について

議案事項

- 第1号 令和6年度 土地の取得について
- 第2号 令和6年度 土地の処分について
- 第3号 令和6年度 換地清算金の取扱いについて(変更)
- 第4号 令和6年度 道営事業分担金の納入変更について
- 第5号 令和6年度 道営事業分担金に対する農林漁業資金の借入変更について
- 第6号 令和6年度 水田・畑作経営所得安定対策等支援資金の借入変更について
- 第7号 令和6年度 団体営土地改良事業の施行変更について
- 第8号 令和6年度 団体営土地改良事業に対する農林漁業資金の借入変更について
- 第9号 令和6年度 非補助土地改良事業に対する農林漁業資金の借入変更について
- 第10号 令和6年度 財政調整積立金の費消変更について
- 第11号 令和6年度 職員退職給付引当積立金の費消変更について
- 第12号 令和6年度 転用決済金積立金の費消変更について
- 第13号 令和6年度 道営等負担積立金の費消変更について
- 第14号 令和6年度 北海土地改良区一般会計第2回収入支出補正予算について
- 第15号 令和7年度 事業計画の設定について
- 第16号 令和7年度 道営土地改良事業の施行申請について
- 第17号 令和7年度 換地清算金の取扱いについて
- 第18号 令和7年度 道営事業分担金の納入について
- 第19号 令和7年度 道営事業分担金に対する農林漁業資金の借入について
- 第20号 令和7年度 水田・畑作経営所得安定対策等支援資金の借入について

- 第21号 令和7年度 中心経営体農地集積促進事業の実施について
- 第22号 令和7年度 事業負担金対策の借入について
- 第23号 令和7年度 土地改良施設維持管理適正化事業並に施設改善対策事業の申請及び拠出について
- 第24号 令和7年度 土地改良施設維持管理適正化事業並に施設改善対策事業の施行について
- 第25号 令和7年度 団体営土地改良事業の施行について
- 第26号 令和7年度 団体営土地改良事業に対する農林漁業資金の借入について
- 第27号 令和7年度 非補助土地改良事業に対する農林漁業資金の借入について
- 第28号 令和7年度 財政調整積立金の費消について
- 第29号 令和7年度 役員退任功労積立金の費消について
- 第30号 令和7年度 転用決済金積立金の費消について
- 第31号 令和7年度 道営等負担積立金の費消について
- 第32号 令和7年度 一時借入金について
- 第33号 令和7年度 歳入金の預け先金融機関について
- 第34号 令和7年度 北海土地改良区賦課金課率及び徴収時期・方法について
- 第35号 令和7年度 畑地化協力金の徴収について
- 第36号 令和7年度 農地転用等の土地に対する決済金の徴収について
- 第37号 令和7年度 地区加入金の徴収について
- 第38号 令和7年度 役員等の報酬額について
- 第39号 北海土地改良区定款の一部改正について
- 第40号 北海土地改良区定款附属書役員選任規程の一部改正について
- 第41号 北海土地改良区規約の一部改正について
- 第42号 令和7年度 北海土地改良区一般会計収入支出予算について

令和7年度事業計画の概要

本年度、事業計画の柱として次の3項目を重点事項と位置付け、精力的に推進して参ります。

第1. 農業農村整備事業の計画的推進

(一) 国営事業

本年度、かんがい排水事業継続の北海道、幌向川二期地区の推進に万全を期して参ります。

また、農地再編整備事業においては、美唄・茶志内地区・美唄地区・岩見沢北村地区及び岩見沢大願地区の推進に万全を期して参ります。

(二) 道営事業

本年度「次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業」(第6次パワーアップ事業、令和3年から令和7年までの5年間実施)の下、最大限の負担軽減を図り、新規(調査2地区・着工3地区)を含む、34地区を実施します。

第2. 地域資源の適正な保全管理

(一) 地域との連携強化

水と土を守り育ててきたこれまでの役割に加え、ふるさとの歴史や文化の継承、環境・景観の形成など多面的な機能を果たしている豊かな農村環境と貴重な資源を、次の世代に引き継いでいくためにも、その有効活用と適切な保全管理に、更なる地域との連携と協力をいただき進めて参ります。

- ・ 水利施設管理強化事業
- ・ 多面的機能支払制度
- ・ (農地・水保全管理支払交付金)
- ・ 21世紀土地改良区創造運動
- (啓発普及活動)

第3. 次期中期5カ年計画への取り組み

本年度で終了する第6次中期5カ年計画(令和3年から令和7年)の着実な推進と、次期中期5カ年計画(令和8年から令和12年)に取り組む事により今後の運営基盤の強化と更なる負担軽減の早期効果発現に努めて参ります。

— 土地改良事業償還金について —

土地改良事業償還金について確認したい方は下記担当部署に連絡下さい。
※事業継続地区は、最寄りの各土地改良センター担当者に問合せ下さい。

■連絡先 北海土地改良区■

- | | | | |
|--------|---------------------------------|--------|---------------------------------|
| ●賦課調整課 | 岩見沢市6条西7丁目1番地
☎ 0126-22-2400 | ●砂川事業所 | 砂川市三砂町12番地
☎ 0125-52-2006 |
| ●美唄事業所 | 美唄市東5条南7丁目
☎ 0126-62-2177 | ●南幌事業所 | 南幌町北町2丁目2番14号
☎ 011-378-2540 |

令和7年度予算の概要

総 額 6,141,000千円とする！

令和7年度 一般会計予算書

収 入			支 出		
款	予 算 額	明	款	予 算 額	明
土地改良事業収入	2,419,322	経常賦課金収入 1,613,485 特別賦課金収入 623,710 加 入 金 収 入 1 転用決済金収入 2 負担金収入 8,124 繰上償還金収入 174,000	土地改良事業費支出	1,881,164	維持管理費支出 374,648 頭首工維持費支出 20,815 貯水池維持費支出 22,113 溝路維持費支出 136,126 揚水機維持費支出 647,648 助成対象揚水機維持費支出 6,200 適正化事業費支出 195,553 適正化事業拠出金支出 38,544 非補助維持管理事業費支出 1 中心経営体農地集積促進事業費支出 308,647 農業水路等長寿命化・防災減災事業費支出 55,620 補償工事事業費支出 1 委託業務費支出 1,700 国営受託業務費支出 10,000 道営受託業務費支出 63,548 団体営受託業務費支出 0
附事業収入	10,196	他目的使用料収入 10,146 手数料収入 50	一般管理費支出	513,725	運営事務費支出 494,428 事務所費支出 19,297
基本財産運用収入	1,139	基本財産利息収入 104 基本財産賃貸料収入 1,035	土地改良事業負担金支出	1,478,799	道営事業分担金支出 1,468,632 その他負担金支出 10,167
特定資産運用収入	4,859	特定資産利息収入 4,859	借入金返済支出	1,560,880	公庫資金償還金支出 1,441,027 その他の借入金返済金支出 119,853
補助金等収入	1,240,412	補助金収入 396,979 助成金等収入 843,433	支払利息	37,343	借入金利息 37,343
交付金収入	152,820	適正化事業交付金収入 152,820	固定資産取得支出	14,069	土地取得支出 1 車両運搬具取得支出 4,400 器具備品取得支出 3,140 ソフトウェア取得支出 6,528
寄付金収入	1	寄付金収入 1	出資金支出	3	出資金支出 3
業受託収入	85,950	土地改良施設操作受託料収入 12,402 調査業務受託料収入 70,000 監督補助業務受託料収入 3,548 土地改良事業業務受託料収入 0	支払換地金清算	158,700	換地清算金支払金支出 158,700
雑収入	3,383	受取利息配当金収入 144 過年度収入 1 過怠金収入 3 その他雑収入 3,235	納付換地金清算	158,700	換地清算金納付金支出 158,700
借入金収入	1,514,132	公庫資金借入金収入 1,018,040 その他の借入金収入 496,092	基本財産積立支出	1,145	備荒積立金支出 1,145
特定資産取崩収入	311,385	財政調整積立資産取崩収入 11,501 役員退任慰労金積立資産取崩収入 10,500 職員退職給付引当積立資産取崩収入 0 転用決済金積立資産取崩収入 29,983 国営償還準備積立資産取崩収入 0 道営等負担積立資産取崩収入 259,401	特定資産積立支出	328,422	財政調整積立資産積立支出 36,252 職員退職給付引当積立資産積立支出 32,435 役員退任慰労金積立資産積立支出 4,608 転用決済金積立資産積立支出 7,446 財産処分積立資産積立支出 1,102 国営償還準備積立資産積立支出 1,445 道営等負担積立資産積立支出 245,134
固定資産売却収入	1	土地売却収入 1	雑支出	50	その他雑支出 50
交付換地金収入	158,700	換地清算金交付金収入 158,700	予備費	8,000	
徴収換地金収入	158,700	換地清算金徴収金収入 158,700	支出合計	6,141,000	
繰越金	80,000	前年度繰越金 80,000			
収入合計	6,141,000				

令和6年度 第2回 補正予算可決

一般会計 141,000千円 増額！

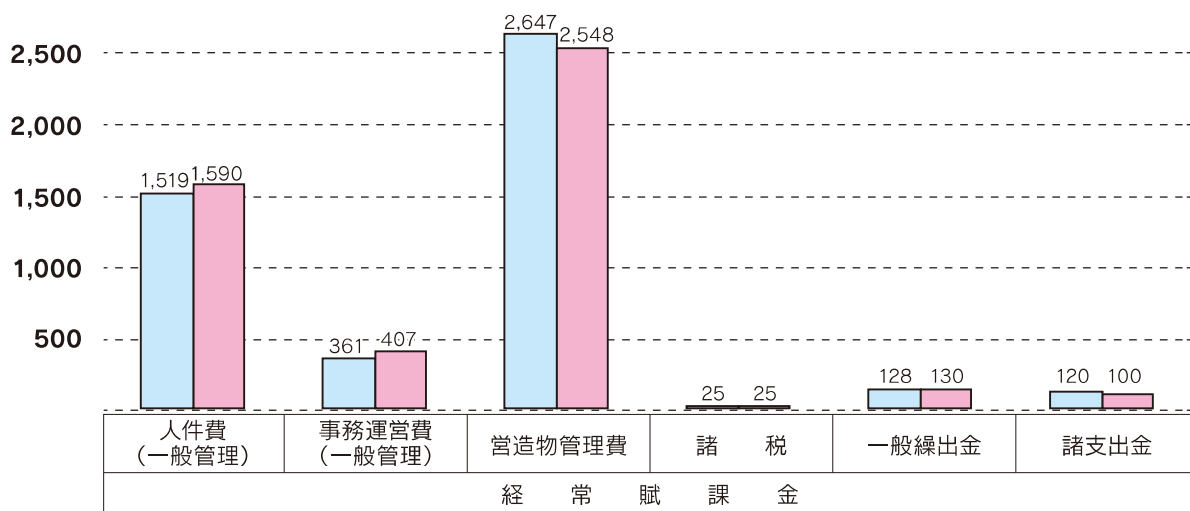
令和7年通常総代会において、各種事業の変更等を主たる要因として141,000千円増額し総額6,364,000千円とする第2回補正予算を可決した。

令和7年度の賦課金について

経常賦課金(地積割) 4,800円で決定!

①令和6・7年度10a当たり経常賦課金内訳 (単位:円)

1,519	361	2,647	273	4,800	令和6年度
人件費	事務運営費	営造物管理費	その他		
1,590	407	2,548	255	4,800	令和7年度



②特別賦課金(一般償還賦課金)円/10a当り

区 分	償 還 賦 課 金 (地積割分)	徴収区分及び納期
一般地区(A)	1,200円 北海地区	第2期 100% (11/15)
一般地区(B)	1,400円 中村地区	
一般地区(C)	1,500円 岩見沢地区、栗沢地区	
共 通 地 区	800円 奈井江地区・三笠地区(前田・小野・鈴木・ヌツパ・仙太郎の沢区域)・南岩見沢地区・東栗沢地区	
共通地区(畑)	160円 岩見沢畑一般地区	

※ 経常賦課金(地積割)円/10a当り

・畑かん地区(用排100%)~960円 ・畑かん地区(排水25%)~240円 ・畑(畑地化支援)~2,054円

※ 北海地区については、積立金対応により300円減額(平成23年度以降の加入・地区編入を除く)。

※ 三笠地区・南岩見沢地区・東栗沢地区については、一部積立金にて対応。

～ 賦課金の納期納入にご協力を ～

令和7年度賦課金の徴収期日は、下記の通りとなります。納期までに納入して下さい。

◎第1期 **6月15日 ~ 7月15日** (経常賦課金の70%)

◎第2期 **10月15日 ~ 11月15日** (〃 30% 及び 特別賦課金)

賦課金納入等についての問い合わせは、**賦課調整課・各事業所**をお願いします。

令和7年度の農地転用及び決済

農地が道路等の公共工事で買収された場合、農地を宅地等の農地以外に転用する場合、水田を畑に転換する場合は、当区にて、地区除外の手続きを行い、決済金を納める必要があります。

※1 当区への申請がない限り、転用箇所に対して毎年4月1日に賦課金が発生します。

※2 農地転用に伴い、土地改良区の意見書が必要な場合、交付には1週間前後の日数を頂きますので、余裕を持って申請してください。

※3 公共用地への転用は農地法に基づく転用手続きが免除されており土地改良区に通知されません。事業主体との説明会・用地買収・契約調印の際は、当区への除外申請が必要になりますので、**借地であっても土地改良区へ手続きする**ようお願い致します。

決済金とは

①土地改良事業により、土地改良区が負担する事になっている負担金

②事業負担金の内、借入れをしている分の償還金

③土地改良施設の維持管理費の面積減少分(基準維持管理費の20年分)を合計したものです。

但し、転用目的により下記減免措置が適用されますので、詳細についてはお問い合わせ願います。

決済金に係る地区別一覧表

(円/10a)

地区名	区 域	決済金	減 免 措 置			
			土 地 改 良 施 設 敷 地	組合員の営農に要する敷地	一般畑に用途変更する場合	農業団体が必要とする敷地
			農業用排水路・揚水機場・農道	自己の宅地・倉庫・堆肥場・農道・用排水路・防風林・水稻苗畑	農 振 内 畑 一 般	事務所・倉庫・水稻育苗施設・資材置場・ライスセンター
北 海	全地区	140,670	0	26,000	66,130	83,330
中 村	全地区	141,220	0	26,550	66,680	83,880
三 笠	前田・小野・鈴木の沢 又ツバ・仙太郎の沢	140,670	0	26,000	66,130	83,330
	岡本の沢 吉備用水、青山	114,670	0	0	40,130	57,330
岩 見 沢	田	141,220	0	26,550	66,680	83,880
	畑(一般地区)	28,110	0	5,180	13,200	16,640
南岩見沢	全地区	140,670	0	26,000	66,130	83,330
栗 沢	全地区	143,980	0	29,310	69,440	86,640
東 栗 沢	全地区	140,670	0	26,000	66,130	83,330
奈 井 江	全地区	140,670	0	26,000	66,130	83,330

尚、次の事項に該当する場合は、上記決済金とは別に精算をすることになります。

1.当年度賦課金(1期・2期)

4.償還残元金(個人別負担分)

2.過年度賦課金の未納額

5.農地転用特別決済金(補助金返還)

3.国営事業負担残元金(事業完了地区分)

6.その他協議により負担をする事となった場合の金額

《なぜ決済金が必要なのか》

農地転用によって地区内の農地面積が減ると、残った受益農地(組合員)に対する土地改良施設の維持管理負担が増えてしまいます。面積減少により組合員の負担が過重とならないように、土地改良受益地区から農地を除外する場合は、**土地改良法第42条2項に基づき、決済金の納入が必要**となります。

令和7年度の主な事業

1.国営土地改良事業

(単位:千円)

事業名	地区名	事業費	主たる事業量(当区関連)
かんがい排水事業	北海	1,610,000	北海幹線用水路 L=0.3km 測量調査設計等～1式
かんがい排水事業	幌向川二期	350,000	朝日頭首工 N=1箇所、金子頭首工 N=1箇所 測量調査設計等～1式
農地再編整備事業	美唄茶志内	221,000	完了整備～1式
農地再編整備事業	美唄	815,000	完了整備～1式
農地再編整備事業	岩見沢北村	5,778,000	区画整理 A=147.5ha 支線用水路 L=1.4km 測量調査設計等～1式
農地再編整備事業	岩見沢大願	2,644,000	区画整理 A=93.5ha 測量調査設計等～1式
計	6	11,418,000	

2.道営土地改良事業

(単位:千円)

事業名	地区数	事業費	地区名
水利施設等保全高度化事業	7	1,293,800	二幹川第3、中樹林第5、中樹林第5二期、岩幌、中村第1、 稔北中央(調査計画～三号川)
農村地域防災減災事業	2	229,900	峰延1、峰延2
農業競争力強化農地整備事業	25	9,311,140	茶志内東2、高島東、茶志内沼東、 進徳一心第2一期、進徳一心第2二期、峰延第2一期、 峰延第2二期、豊草第1、豊草第2、 上幌向第2、二号ため池、砂浜東第1、砂浜東第2、フツタリ南、 フツタリ北、毛陽滝の上、大願北第1、大願北第2、 鶴城一期、鶴城二期、曉第1、曉第2、曉第3 (調査計画～大曲、双葉)
計	34	10,834,840	

3.団体営土地改良事業

(単位:千円)

事業名	地区数	事業費	地区名
水利施設管理強化事業	1	186,952	北海
農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	4	34,520	ほっかい、大曲、沼の内支線、茶志内幹線
計	5	221,472	

4.施設管理費

(単位:千円)

区分	金額	内 訳
頭首工管理費	20,815	補修・保守費 7,980、賃金等 1,520、電気料 4,000、その他 7,315
貯水池管理費	22,113	補修・保守費 14,710、賃金等 2,240、電気料 1,420、その他 3,743
溝路管理費	136,126	補修・保守費 125,670、賃金等 1,200、電気料 1,900、その他 7,356
揚水機管理費	647,648	機電・機場・導水費 74,470、賃金等 9,142、電気料 492,000、その他 72,036
助成工事費	88,115	支線組合工事助成費 88,115
適正化事業費	189,100	適正化事業費 169,100、施設改善対策事業費 20,000
計	1,103,917	

人事通信

おめでとうございます

北海道産業貢献賞受賞

理事長 長井 眞一



理事長 長井眞一氏は、永年に亘り、土地改良事業の推進と献身的努力を積み重ね、本道農業、農村発展に多大な貢献をされ、その功績が認められ、令和7年2月12日、北海道産業貢献賞（土地改良事業功労）の栄に浴されました。

道土地連土地改良功労表彰

令和7年3月25日

日、道土地連通常総会の席上、農業農村整備事業功労者に表彰状が贈呈され、当区より次の方が受賞されました。

◎特別功労表彰

理事長

長井 眞一



前列左から二人目

◎功労表彰

筆頭理事

宮越 英治



技術部 工務課

主 査 及 川 文 博

総代の動向

▼第19期総代において、左記の方が退任されました。永年地域農業並びに当区業務運営にご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

選挙区	氏 名	退 任 事 由
第1区	大須賀 慶治	離農（賃貸借） 令和7年3月27日
第3区	田 中 雄一郎	離農（賃貸借） 令和7年3月27日
第4区	背戸田 均	経営移譲 令和7年4月3日

この退任に伴い、定数106名対し、現員101名（欠員5名）であります。

分水区長・支線組合長の動向

▼分水区長の異動がありましたのでお知らせ致します。今般退任されました分水区長には、これまで改良区にお寄せいただきました数々のご厚情に対し深甚なる感謝を申し上げます。今回新たに選任されました方には、前任者同様改良区業務運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

分水区名	退 任 者	在 任 期 間
岩見沢第1	清水 隆 徳	令和5年～令和7年 通算2年間
岩見沢第2	杉 山 勉	令和4年～令和7年 通算3年間
南幌第1	五十嵐 義 克	平成29年～令和7年 通算8年間

《新分水区長》

▼岩見沢第1分水区



高田 康行 新区長（岩見沢市）

▼岩見沢第2分水区



小柳 義隆 新区長（岩見沢市）

▼南幌第1分水区



穴戸 雅利 新区長（南幌町）

▼支線組合長の異動がありましたのでお知らせ致します。今般退任されました支線組合長には、これまで改良区にお寄せいただきました数々のご厚情に対し深甚なる感謝を申し上げます。

今回新たに選任されました方々には、前任者同様改良区業務運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

支線組合名	退任者	新任者
豊沼	中道博武	壽松木裕
光珠内揚水機	鈴木孝典	天池直木
光珠内乙	今野力	杉中浩
岡山	宿南信夫	石川隆之
三笠東区	清水隆徳	山崎正広
岩見沢第1	杉山勉	宮浦徳朗
岩見沢第3	渋谷智治	野村佳克
岩見沢第4	山本浩一	山本政春
岩見沢第6	斉藤宏行	平義昭
志文	石間健一	土田昌軌
上志文	中川富美雄	砂田慈剛
北西	佐々木行毅	岡山慈訓
北斗	山田勢剛	金森孝之
北斗越前	竹中功一	干場克二
清幌	山形宏治	齊藤和博
三重	五十嵐義克	渡辺信光
鶴城	川崎文男	竹山勝美
晩翠	瀬川徹	中川和芳

▼また、永年歴任いただき退任された方々に、その功績に対し顕彰規定により感謝状を贈呈いたしました。

支線組合	退任者	在任期間
豊沼	中道博武	平成9年4月 ～令和7年3月 (通算28年)
三重	五十嵐義克	平成21年4月 ～令和7年3月 (通算16年)
岩見沢第4	山本浩一	平成25年4月 ～令和7年3月 (通算12年)
岩見沢第6	斉藤宏行	平成25年4月 ～令和7年3月 (通算12年)
清幌	山形宏治	平成25年4月 ～令和7年3月 (通算12年)

退職

職員人事異動

▼3月31日付(依願退職)

高橋勝徳
(技術部部長)

▼3月31日付(依願退職)

大坂睦祈
(技術部岩見沢事業所主査)

▼12月31日付(依願退職)

伊達海斗
(技術部砂川事業所技師)

▼12月13日付(依願退職)

林晴香
(総務部総務課臨時職員)

四月一日付異動発令

▼技術部部長

板東達也
(技術部次長兼工務課長)

▼技術部工務課長

千葉司
(技術部美唄事業所所長)

▼技術部美唄事業所所長

本多正人
(技術部南幌事業所所長)

▼技術部南幌事業所所長

播磨傳
(技術部岩見沢事業所主幹)

▼総務部賦課調整課主査

高瀬正樹
(技術部いわみざわ土地改良推進事務所主査)

▼技術部 工務課 主幹

佐々木 優太

(技術部 工務課 副主幹)

▼技術部 砂川事業所 技師

佐伯 悠太

(技術部 美唄事業所 技師)

▼技術部 美唄事業所 主査 美唄センター出向

高橋 悠太

(技術部 美唄事業所 技師 美唄センター出向)

▼技術部 美唄事業所 技師

中尾 友則

(技術部 美唄事業所 技師 美唄センター出向)

▼技術部 岩見沢事業所 主幹

中谷 靖章

(技術部 岩見沢事業所 副主幹)

▼技術部 岩見沢事業所 技師

谷川 蓮太

(技術部 南幌事業所 技師)

▼技術部 いわみざわ土地改良推進事務所 技師

岩田 侑大

(技術部 美唄事業所 技師)

新規職員採用

令和7年4月1日付で新規採用となりました。
どうぞよろしくお願い致します。



北 鉄生

(技術部 美唄事業所 技師補)

細川 海里

(技術部 南幌事業所 技師補)

おくやみ

当区関係者において、左記の方々がご逝去されました。

ここに、生前中当区業務運営にご尽力賜りました事に深く感謝申し上げ謹んでご冥福をお祈り致します。

◎組合員

加勢 寛一氏(三笠市)

岩見沢第1分水区

令和6年11月19日 逝去

鷹松

哲雄氏(岩見沢市)

岩見沢第2分水区

令和6年12月10日 逝去

尾崎

伸也氏(岩見沢市)

岩見沢第9分水区

令和6年12月8日 逝去

寺地

和典氏(奈井江町)

砂川第2分水区

令和7年1月5日 逝去

鈴木

徹雄氏(奈井江町)

砂川第2分水区

令和7年1月20日 逝去

桜井

龍雄氏(美唄市)

美唄第4分水区

令和7年1月29日 逝去

大川

進氏(三笠市)

岩見沢第1分水区

令和7年2月18日 逝去

堀

松雄氏(奈井江町)

砂川第2分水区

令和7年2月18日 逝去

◎元職員

前川

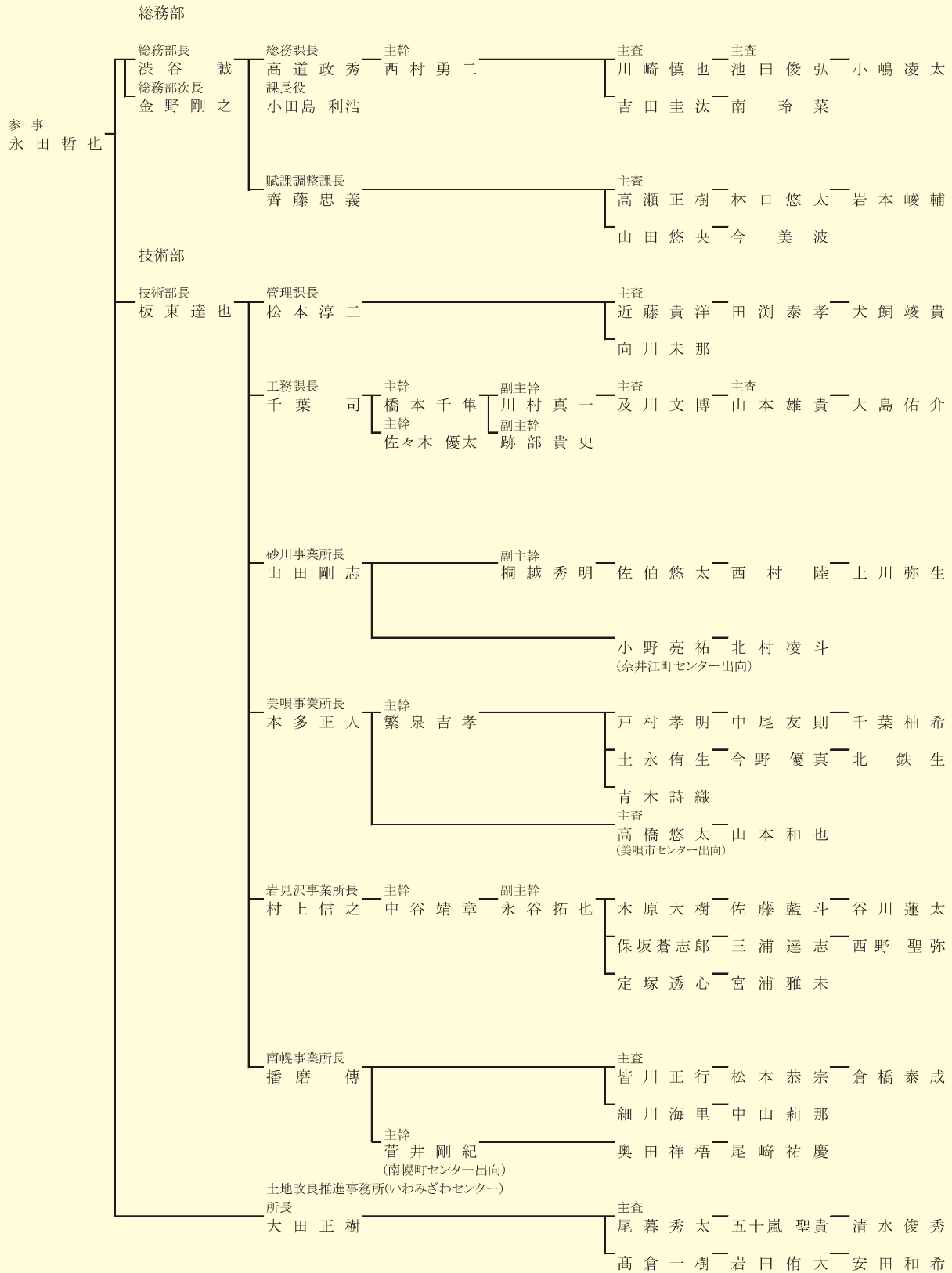
保二氏(岩見沢市)

技術部 砂川事業所 主幹

令和7年3月31日 逝去

業務執行体制

(令和7年4月現在)



【耕作道路通行に関するお願い】

用水施設や耕作道路を傷める可能性のある大型車両は進入しないようお願いいたします。損傷させた場合には、担当事業所と協議の上速やかな復旧対応をお願いいたします。



節水と節電にご協力を

近年の電力料金の値上げの影響で、揚水機場を主とする当区施設の電力料及び維持管理費も増嵩しております。

本年度も皆様のご協力を頂きながら万全な体制を整え利水調整を行ってまいりますので、引き続き節水と節電にご協力お願い申し上げます。

《面積が変わった場合には必ず届出を》

農地が減ったり増えたりした時や、耕作者が変わった時はすぐ土地改良区に届出（名義及び地目変更又は地区除外の手続き）をして下さい。

届出がない場合は、そのまま賦課されますので、農業委員会、農業協同組合、共済等に手続きを行った際は、**必ず土地改良区にも届出**をお願い致します。

尚、いずれも農業委員会の書面、分筆図等の書類と印鑑を持参の上、届出をして下さい。

ほ場整備事業等償還金のある土地を売買する場合、繰上償還して頂きますので、ご相談ください。

（変更の手続きは、賦課調整課・各事業所まで）

※賦課金を滞納した土地の取得にはご注意を！

滞納している土地を購入すると、取得された方がその土地の滞納金を支払うことになります。

（土地改良法 42 条：権利義務の承認）権利義務の承認とは、土地に有した事業に関する権利（水使用）と義務（賦課金納入）を引き継ぐことです。従って、購入する際に土地代を決める場合は事前に当改良区に滞納の有無を必ず確認して下さい。

用水路への 転落事故防止について

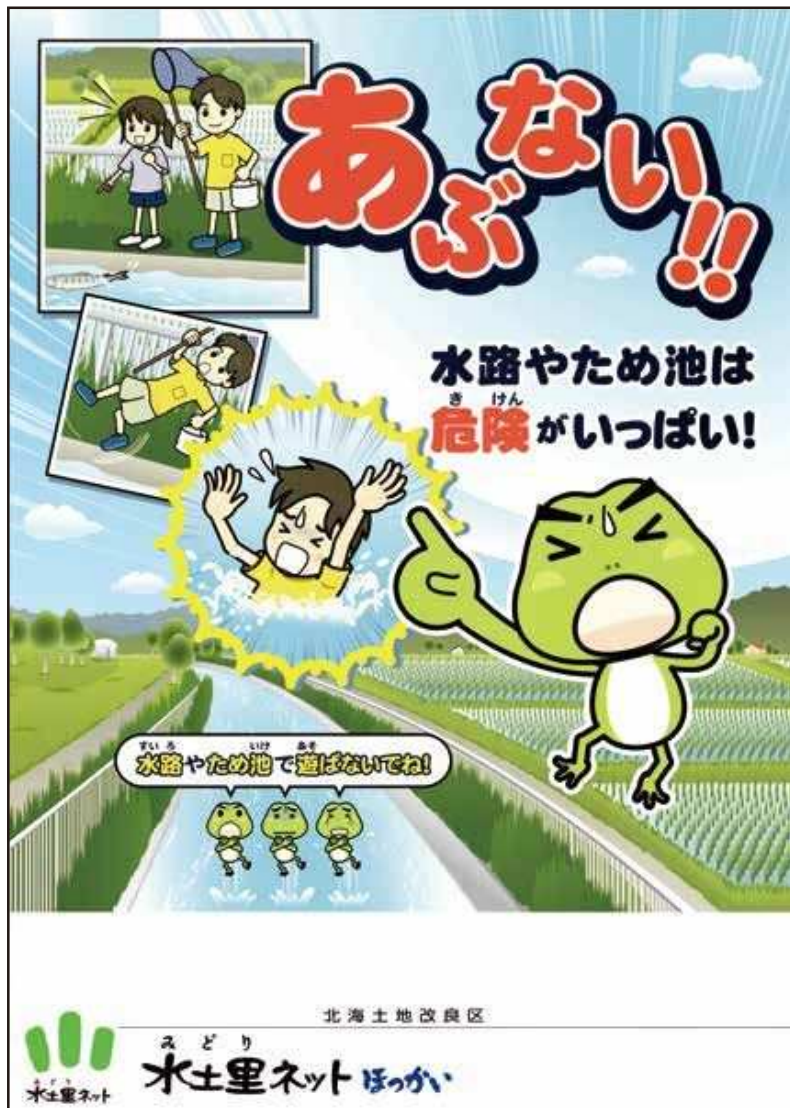
今年も四月下旬から八月下旬まで当区の用水路には、たくさんの方が流れ、幼児・児童にとつては大変危険な時期となります。

昨年は、皆様のご協力により事故はありませんでしたが、今年も空知総合振興局と連携をとりながらの広報車による啓発、ポスターの掲示、風船、パンフレットの配布、防護柵、

看板等の整備、設置を行い転落事故を未然に防ぐべく活動を行って参りますので、組合員の皆様におきましても幼児・児童が用水路の付近で遊んでいるところを見かけましたら一言「あぶないよ」と声をかけていただきたくご協力願います。

★今年の主な活動

ポ ス タ ー	風 船	一六〇枚	掲 示
パ ン フ レ ッ ト	四三〇〇個	配 布	
救 難 用 ロ ー プ	四三〇〇枚	配 布	
	一八六ヶ所	設 置	



事故防止啓発ポスター

(幼稚園、小学校、他公共施設等に掲示)

☆用水路、排水路及び用地内に ゴミ等をすてないで!

五月の通水開始にあたり、用水路の整備点検を毎年行っておりますが、用水路の中は例年のごとく家庭用の「ゴミ、稲株、空き缶等や大型」が投棄されている状況にあります。尚、揚水機場・各取水施設等も同様です。

これが原因で通水に支障をきたすばかりでなく小さなお子さんには遊び場所にもなり大変危険ですので、ゴミ、稲株等は所定の場所をお願い致します。

☆灯油等の油脂類の 漏油にご注意ください!

近年、融雪時期及びかんがい期間中の用水路への漏油流入事故が相次いでいます。原因箇所の特定、処理に長い時間を要し消防・行政・改良区が苦慮している状況です。原因者が特定された場合には高額な処理費用が発生します。

組合員の皆様におかれましては、ご自宅周辺に設置されている灯油タンク、農機具用の燃料タンク等の配管の点検、及び廃油等の処理には十分にご注意ください。